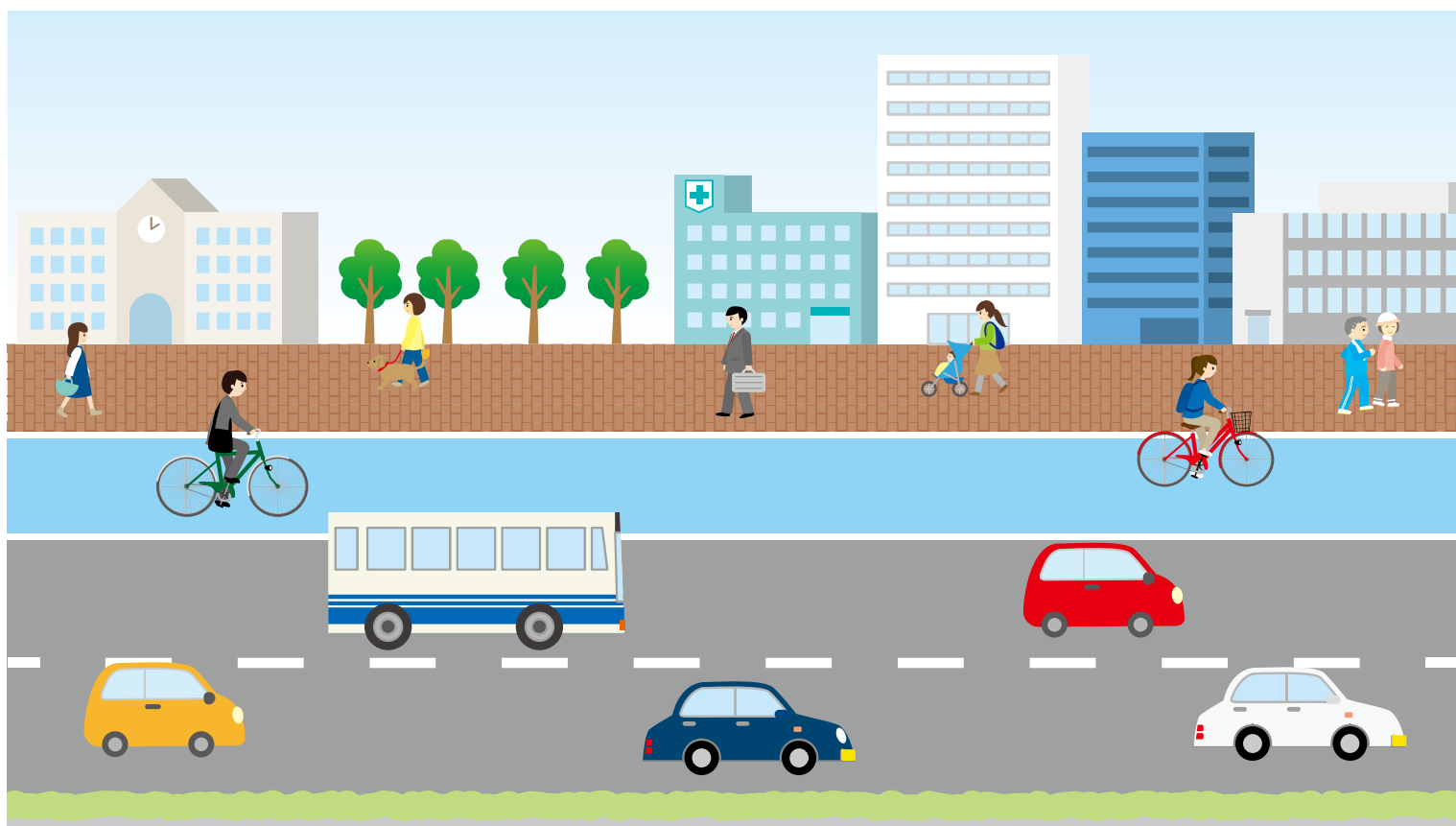


# 第2回

## 静岡市 都市計画道路 見直し指針



# 1.第1回都市計画道路見直しの結果

本市では、平成18年度に1回目の都市計画道路見直しに着手し、平成20年3月に『静岡市都市計画道路見直し指針』を策定しました。この指針に基づき、平成20年度から23年度にかけて未整備の都市計画道路見直しを行い、平成24年度までに地元説明会の実施や都市計画変更の手続きを経て、図1.2のように全線廃止4路線（廃止延長：5,430m）、部分廃止4路線（廃止延長：2,160m）、計7,590mの廃止を行いました。

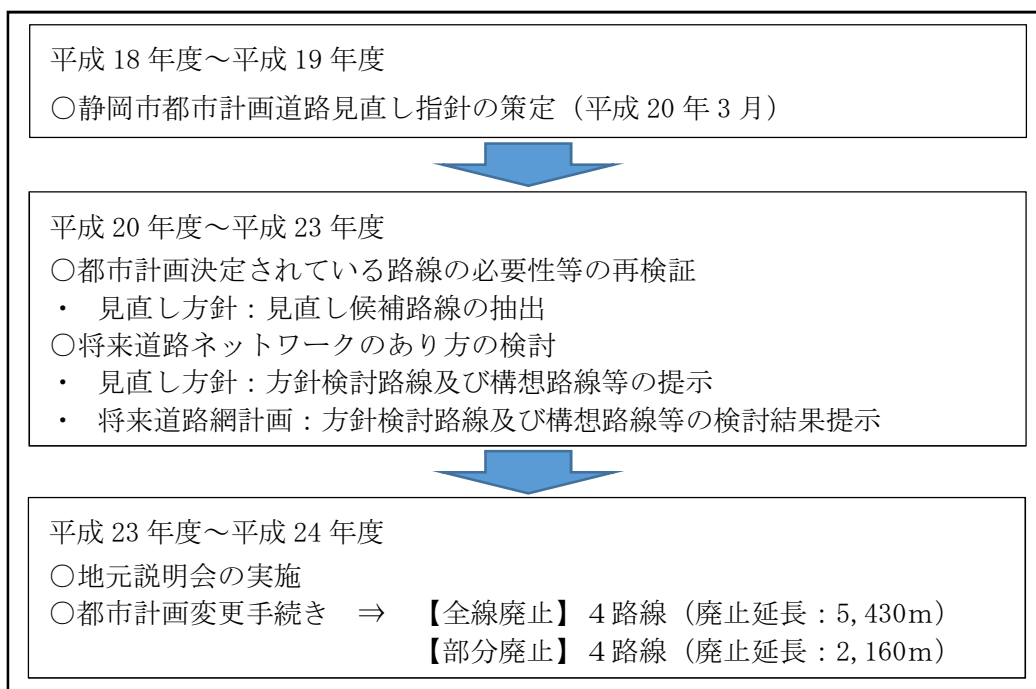


図1.1 第1回都市計画道路見直しの経緯

## 都市計画道路見直し結果 (廃止路線)

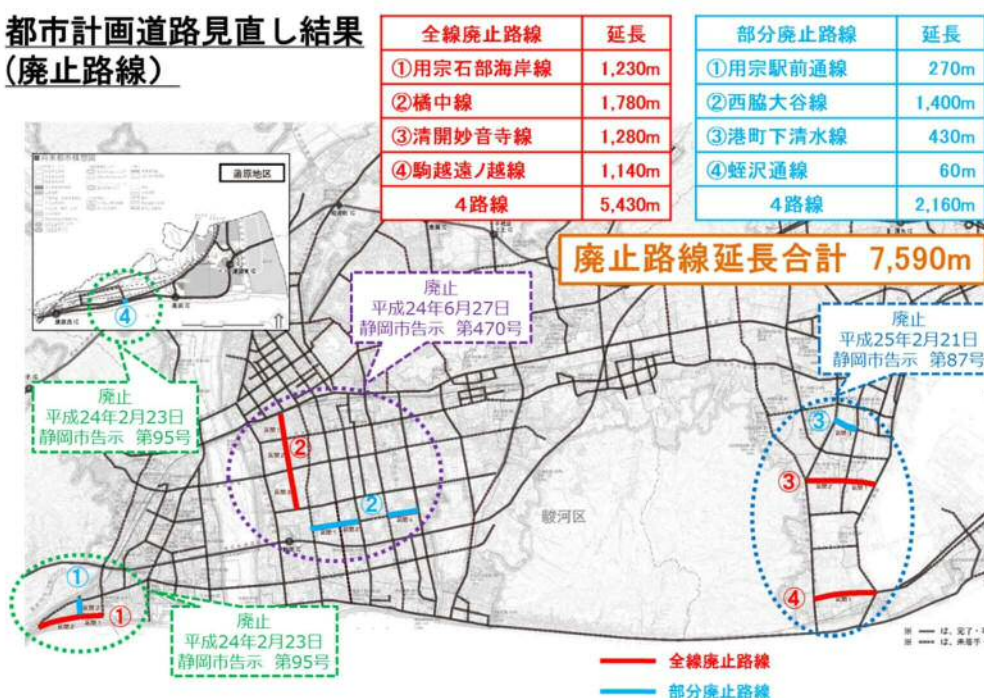


図1.2 第1回都市計画道路見直し結果(廃止路線)

## 2. 第2回都市計画道路見直しの必要性と目的

### 2.1. 都市計画道路見直しの必要性

本市では、平成20年3月に『静岡市都市計画道路見直し指針』を策定し、この指針に基づき廃止路線の都市計画変更手続きを行いました。しかしながら、第1回の指針策定後も社会経済情勢の変化や上位・関連計画の策定・改訂が進むなど、都市計画道路を取り巻く背景に変化がみられ、都市計画道路においてもこれらへの対応が必要です。また、長期未整備の都市計画道路が残存し、建築制限も長期化するなど、依然として都市計画道路の課題を有しており、この課題解決が必要です。

以上より、第2回都市計画道路の見直しが必要です。

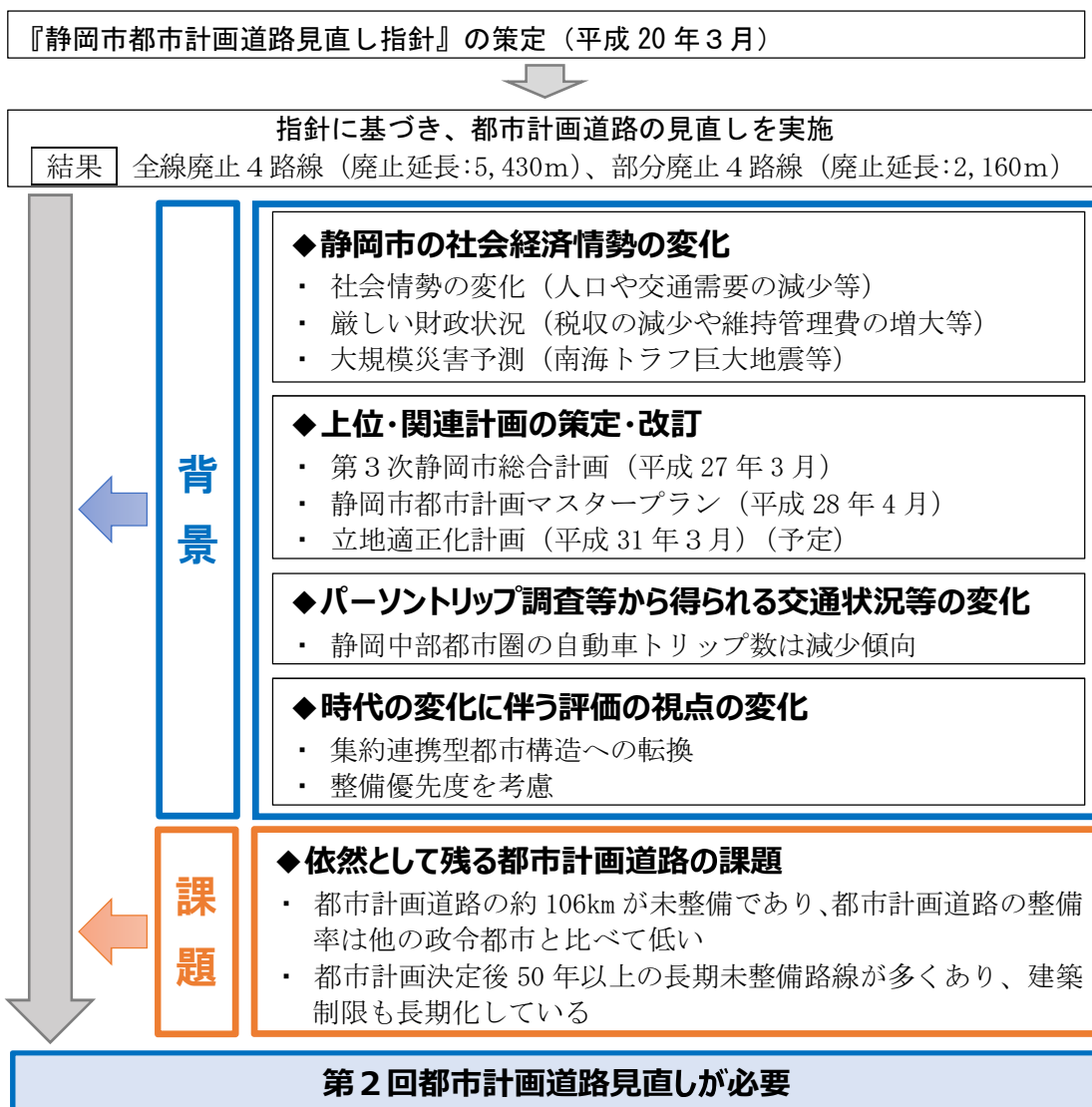


図2.1 第2回都市計画道路見直しの必要性

### 2.2. 都市計画道路見直しの目的

上位計画に示されている『目指す都市像』を実現することや、社会情勢の変化などへの対応が必要なことから、都市計画道路の必要性やその役割・機能等を再検証し、将来のあるべき道路網を再構築することにより、選択と集中による効率的、効果的な都市計画道路の整備を推進することを目的とします。

### 3.都市計画道路見直しの基本方針

都市計画道路見直しの基本的な考え方から、見直しを行うにあたっての基本方針を次のように設定します。

この基本方針のもと、都市計画道路の評価や検証など、見直しを実施します。

#### 【基本方針】

##### 1. 目指す都市像の実現に資する都市計画道路網を構築します。

⇒上位計画である第3次静岡市総合計画、静岡市都市計画マスタープランより評価項目を設定し、路線を評価することで、目指す都市像の実現に必要な都市計画道路網を構築します。

##### 2. 既存道路の有効活用や事業実施の可能性を検討します。

⇒アセットマネジメントの観点から、既存道路の有効活用を積極的に図ります。  
⇒事業実施に向けて各路線の課題を抽出し、課題解決に向けた方策を検討します。

##### 3. 未整備の都市計画道路の整備優先度を示します。

⇒計画地や周辺の土地利用を踏まえた整備優先度を示します。

### 4.都市計画道路見直しの進め方

#### 4.1.都市計画道路見直しの手順

都市計画道路見直しは、図4.1に示すフローに基づき実施します。

都市計画道路見直し対象路線は、整備済、事業中を除く路線を対象とします。

見直し対象路線について、**ステップ1**で必要性、代替性、実現性、交通需要の項目より評価を行い、「継続、変更候補、廃止候補」のいずれかに分類し、見直し候補路線を抽出します。

次に、**ステップ2**で、ステップ1で抽出した見直し候補路線を道路網に反映し、総合的な観点による検証と需要と供給のバランス（需給バランス）の検証を行い、将来道路網計画（「継続」、「変更・追加」、「廃止」）を示します。

さらにステップ2において「継続」、「変更・追加」となった路線については、**ステップ3**で整備効果、事業進捗、財政面の観点を考慮した上で整備優先度を示します。また、「変更・追加」、「廃止」となった路線については、都市計画法に基づく手続きを行います。

## 【都市計画道路見直しフロー】

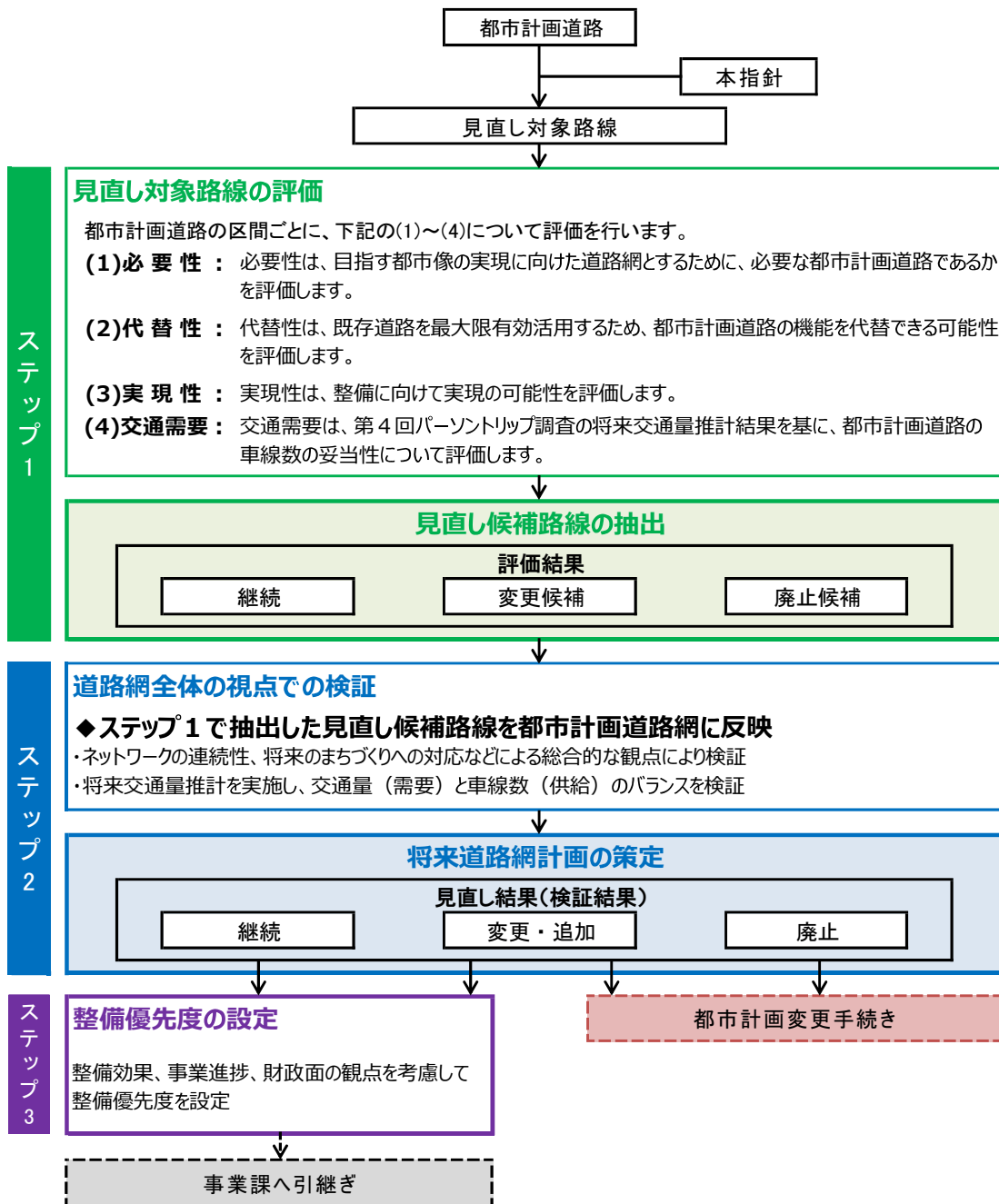


図 4.1 都市計画道路見直しフロー

## 4.2.見直し対象路線の評価

ここでは、都市計画道路見直しフロー（図 4.1）におけるステップ1の評価について記載します。ステップ1では、見直し対象路線について、必要性、代替性、実現性、交通需要の項目より評価を行います。

### (1)評価項目設定の考え方

必要性は、目指す都市像の実現に向けた道路網とするために、必要な都市計画道路であるかを評価します。この評価項目は、第3次静岡市総合計画から『都市の発展』、『暮らしの充実』、静岡市都市計画マスタープランから『集約連携型都市構造』の視点より設定します。

代替性は、既存道路を最大限有効活用するため、都市計画道路の機能を代替できる可能性を評価します。また、実現性は、整備に向けて実現の可能性を評価します。これらの評価項目は、第3次静岡市総合計画において、各分野の政策・施策を推進するための視点の1つである「都市経営」の4つの柱のうち『質の高い行財政運営』、『効果的なアセットマネジメント』の視点より設定します。

交通需要は、第4回パーソントリップ調査の将来交通量推計結果より、既定計画の都市計画道路における車線数の妥当性を評価します。

表 4.1 に、必要性、代替性、実現性、交通需要の評価項目設定の視点及び考え方を示します。

表 4.1 必要性、代替性、実現性、交通需要の評価項目設定の視点及び考え方

評価項目	上位計画	評価項目設定の視点	考え方
必要性	第3次静岡市総合計画 静岡市都市計画マスタープラン	都市の発展	地域経済やまちなかの活性化、各拠点の連携等ができる道路整備を進める観点から、都市計画道路の必要性を評価します。
		暮らしの充実	生活の質を高め、安心・安全の確保に資する道路整備を進める観点から、都市計画道路の必要性を評価します。
		集約連携型都市構造	長期的視点に立てば、将来の都市づくりに向けては、市民の足の確保、地域コミュニティの維持を都市全体を見据えた中で施策を講じていく必要があります。 このため、本市の将来都市構造である「集約連携型都市構造」を目指す観点から都市計画道路の必要性を評価します。
代替性、 実現性	第3次静岡市総合計画	質の高い行財政運営	健全で持続可能な都市経営のためには、質の高い行財政運営の視点、そして貴重な経営資源である公共施設を最大限に有効活用するアセットマネジメントの視点が必要です。 このため、都市計画道路見直しに際しては、こうした視点を意識し、都市計画道路の機能を代替する既存の道路を評価する「代替性」の評価を重視するとともに、道路構造上整備が実現可能かどうか等、「実現性」も重視した評価を行います。
		効果的なアセットマネジメント	
交通需要	第4回パーソントリップ調査	第4回パーソントリップ調査の将来交通量	将来交通量推計結果より、既定計画の都市計画道路における車線数の妥当性を評価します。

## (2)評価項目

「必要性」、「代替性」、「実現性」、「交通需要」の評価項目については、評価項目設定の視点及び考え方から、表 4.2 のように設定します。評価項目により見直し対象路線の評価を行い、「継続、変更候補、廃止候補」のいずれかに分類し、見直し候補路線を抽出します。

表 4.2 評価項目

大項目	評価項目			評価番号	評価方法
	視点	中項目	小項目		
必要性	都市の発展	広域間、地域間交流・連携	高速ICと都市・地域拠点、産業・観光拠点との連携	評価1	都市・地域拠点、産業・観光拠点から高速ICへのアクセス路線等を優位に評価
			都市内の円滑な連絡	評価2	都市内の混雑を改善する道路を優位に評価
		まちなかの活性化	賑わい創出の支援	評価3	まちなかのプロジェクトを支援する道路を優位に評価
			都市機能の誘導支援	評価4	都市機能の誘導ができる道路を優位に評価
	暮らしの充実	生活空間の安全性・快適性確保	歩行者が安全・快適に通行できる交通環境	評価5	歩行者通行機能・空間や安全性の確保ができる道路を優位に評価
			自転車が安全に通行できる交通環境	評価6	自転車通行機能・空間や安全性の確保ができる道路を優位に評価
			暮らしに必要な公共サービスの提供	評価7	公共交通軸を支援する道路を優位に評価
			地震・津波等の被災時における緊急物資輸送や広域避難を支援する道路	評価8	緊急輸送路、緊急物資集積所や広域避難地にアクセスする道路を優位に評価
			災害リスクに備えた交通環境整備	評価9	延焼防止に寄与する道路を優位に評価
	集約連携型都市構造	集約連携型都市構造の支援	都市の骨格形成	評価10	集約連携型都市構造の骨格となる道路を優位に評価
			地域の交通結節点へのアクセス	評価11	地域の交通結節点にアクセスする道路を優位に評価
			居住誘導支援	評価12	居住誘導ができる道路を優位に評価
代替性	質の高い行財政運営	代替路線の有無		評価13	当該路線で担う機能を、他の路線での代替できる可能性を評価
実現性	効果的なアセットマネジメント	地形・地物等の物理的な状況や重要施設を考慮した事業実現性		評価14	地形的、構造的な制約による事業実施の困難性について評価 保全すべき建築物、史跡等の存在による事業実施の困難性について評価
交通需要	第4回パーソントリップ調査の将来交通量			評価15	将来交通量推計結果より、既定計画の都市計画道路における車線数の妥当性を評価

## 4.3.見直し後の取組み

### (1)都市計画道路の継続的な検証

都市計画道路は、目指す都市像を誘導するとともに、まちづくりのためにも必要な都市施設であるため、「第3次静岡市総合計画」、「静岡市都市計画マスタープラン」などの上位計画や「パーソントリップ調査」などの関連計画と密接な関係を持つものです。

整備に長期間を要することを前提としている都市計画では、その間にも社会経済情勢が変化するものとして捉えなければなりません。

そのため、都市計画道路の見直しについても、上位計画や関連計画の見直し時期などの機会を捉え、社会経済情勢の変化を踏まえて適切かつ継続的な見直しの実施を検討します。



静岡市

静岡市 都市局 都市計画部 都市計画課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

TEL 054-221-1476

FAX 054-221-1117